



小谷野会計グループ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
JRE 代々木一丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 近年の酒税の動向

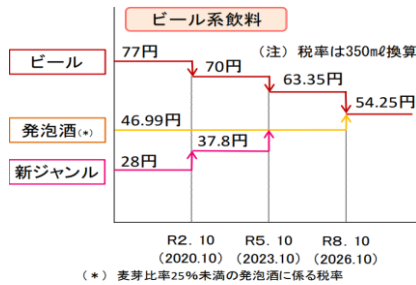
はじめに

国税である酒税については、類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、税込中立の下、改正が実施されています。

1. 近年の酒税の改正

(1) ビール系飲料の税率

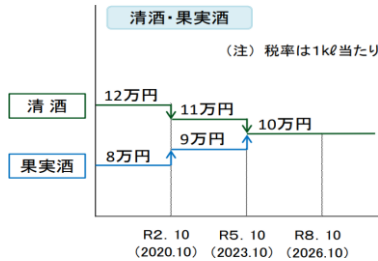
2026年10月に1kℓ当たり155,000円(350mℓ換算54.25円)に一本化
(2020年10月から3段階で実施)



(*) 麦芽比率25%未満の発泡酒に係る税率

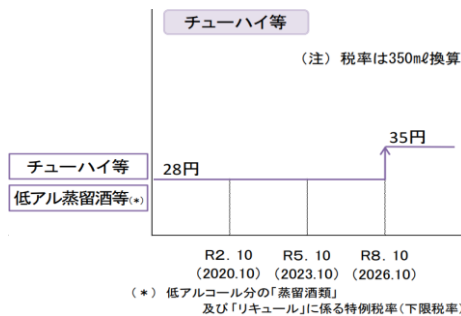
(2) 醸造酒類(清酒、果実酒等)の税率

2023年10月に1kℓ当たり100,000円に一本化
(2020年10月から2段階で実施)



(3) その他の発泡性酒類(チューハイ等)の税率

2026年10月に1kℓ当たり100,000円(350mℓ換算35円)に引き上げ



(*) 低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率(下限税率)

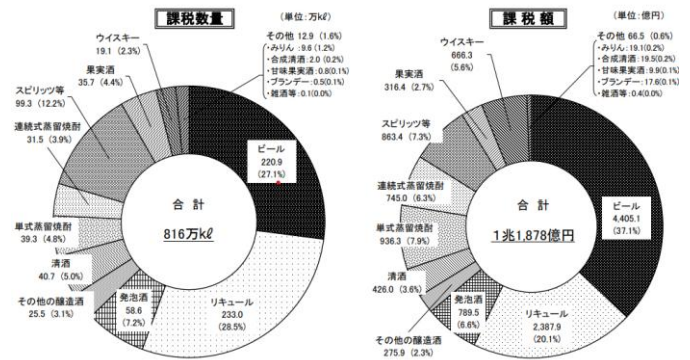
2. 酒税の税率

酒類の分類	アルコール分等	1kℓ当たり税率
○発泡性酒類		
ビール	発泡性の有無を問わない	181,000円
発泡酒	次の3つに該当するものを除く	181,000円
	麦芽比率25%以上50%未満(アルコール分10度未満)	155,000円
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)	134,250円
	いわゆる「新ジャンル」(アルコール分10度未満)(※)	134,250円
その他の発泡性酒類	ビール、発泡酒以外でアルコール分10度未満であって発泡性を有するもの	80,000円
○醸造酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)		
清酒		100,000円
果実酒		100,000円
その他の醸造酒		100,000円
○蒸留酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)		
連続式蒸留焼酎	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円
原料用アルコール		
ウイスキー	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円
ブランデー		
スピリッツ		
○混成酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)		
合成清酒		100,000円
みりん		20,000円
甘味果実酒	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円
粉末酒		390,000円
雑酒	みりん類似 21度以上 21度未満	20,000円 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円

(※) いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

(注) 「一定の物品」とは、次のものをいう。
イ たんぱく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメルロ
オ たんぱく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維
ハ たんぱく質分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル

3. 酒税の課税実績(令和4年度)



(備考) 1. 国税庁調べ。
2. スピリッツ等には原料用アルコールを含み、雑酒等には物末酒を含む。
3. ()内は構成比。
4. 四捨五入の関係上、内訳の各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

おわりに

課税数量は平成11年度の1,017万kℓ、課税額は平成6年度の2.12兆円をそれぞれピークに減少傾向にあります。

(担当: 新谷)